

新型コロナウイルス感染症に伴う学童クラブの留意点について

日頃は、本市の学童クラブ事業に対し、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
本市学童クラブにおきましては、感染症対策に努め学童保育を継続実施しておりますが、下記の留意点についてご確認いただきますようお願いいたします。

皆さまには、ご不便、ご負担をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1	児童及びご家族が <u>新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、濃厚接触者と特定された場合、PCR検査等を受けた場合</u> は、速やかに学童クラブにご連絡ください。
2	学童クラブの児童又は職員で感染者が確認された場合、濃厚接触者の特定や施設の消毒、 <u>感染拡大防止の必要性等を確認する期間、当該学童クラブを休業することがあります</u> 。 また、小学校の児童（学童クラブに在籍していない）又は教職員で感染者が確認された場合も、学校の対応に準じ、休業することがあります。
3	児童や職員に感染が判明した場合、基礎疾患のある児童やご家族への注意喚起等のために「 <u>児童や職員に感染者が確認されたこと</u> 」を該当小学校の学童クラブの保護者の方へのみ情報発信いたしますのでご理解・ご協力をお願いします。なお、その際、情報の取扱いについては、当該児童及び職員に風評被害が生じないよう、人権に配慮した行動をお願いいたします。
4	下記の場合、 <u>学童クラブを利用していただくことができません</u> 。 ① <u>児童に感染が判明した場合</u> （保健所が指示する期間が経過するまで）。 ② <u>濃厚接触者と特定された場合</u> （保健所が指示する期間が経過するまで）。 ③児童が <u>保健所等の指示でPCR検査を受けた場合</u> （検査結果が判明するまで）。 ※健康状態がいつもと違う状態や症状が確認されている場合は、ご利用を控えてください。 ※家族、同居の方の感染が判明した場合も濃厚接触者と特定される可能性があるため、濃厚接触者等が正確に判明されるまでご利用は控えてください。
5	「緊急事態宣言」等が発出され、 <u>感染拡大が懸念される状況になっている場合、可能なご家庭に対して、家庭での保育をお願いすることがあります</u> 。
6	利用料につきましては、 <u>臨時休業や感染等の理由で学童クラブをご利用いただけなくなった期間は免除されます</u> 。対象者の方には、該当期間を除いた日数で日割り計算を行い改めてお知らせいたします。

※令和3年10月19日現在のものであり、変更になる場合があります。

【問い合わせ先】富田林市 子育て福祉部 こども未来室 入所係

電話 0721-25-1000 (内線 292・293・294)